

岩手県告示第 494 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
根岸	遠野市附馬牛町（別紙図面のとおりに。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに。
片岸	〃	〃	〃
小倉の沢	〃	土石流	〃
安居台の沢	〃	〃	〃
小林の沢	〃	〃	〃
花輪の沢(3)	〃	〃	〃
荒屋の沢	〃	〃	〃
桑原の沢	〃	〃	〃
ナホラ沢	〃	〃	〃
沢ノ口の沢	〃	〃	〃
婆石の沢	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び遠野地方振興局土木部並びに遠野市役所に備えておいて縦覧に供する。